

●香川県告示第257号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年10月20日

香川県知事 池 田 豊 人

1 保安林の所在場所

観音寺市大野原町井関字辻の山乙1番4、乙2番1、乙2番2、字井関谷丙1番、丙2番1、丙2番2、丙3番1から丙3番3まで、丙4番、丙14番から丙16番まで、丙25番、丙74番1、丙74番2、丙74番5、丙74番6、丙91番、大野原町萩原字寺下乙139番2、字寺上2738番1から2738番3まで、2738番7、2738番12から2738番18まで、字大谷乙333番1から乙333番4まで、乙333番6、乙333番12から乙333番15まで、乙333番21、乙333番52、乙333番54、乙333番58から乙333番62まで、乙333番65、乙333番66、字茂谷乙307番1、乙307番2、大野原町有木字蛇の谷乙294番2、字本村412番、413番、大野原町丸井字下立野2163番14、2163番67、字志留谷1601番21・1611番13（以上2筆国有林）、1592番2、1601番1、1611番3、字上立野2213番1、2213番52から2213番54まで、字西間谷1980番1（次の図に示す部分に限る。）、字梅花2241番1、2241番5、2241番9、2241番15、2241番18、2241番24から2241番49まで、2241番59から2241番70まで、2264番、字平岡1047番4、1047番14・1047番15（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1047番16から1047番18まで、大野原町福田原字坂下489番1、489番2、490番1、494番1、494番2、字池奥806番1から806番3まで、880番1、880番18から880番36まで、字文政709番1から709番4まで

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 当該変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下立野2163番14、2163番67、字志留谷1601番21・1611番13（以上2筆国有林）、1592番2、1601番1、1611番3、字上立野2213番1、2213番52から2213番54まで、字西間谷1980番1（次の図に示す部分に限る。）、字梅花2241番1、2241番5、2241番9、2241番15、2241番18、2241番24から2241番49まで、2241番59から2241番70まで、2264番、字平岡1047番4、1047番14・1047番15（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1047番16から1047番18まで、字坂下489番1、489番2、490番1、494番1、494番2、字池奥806番1から806番3まで、880番1、880番18から880番36まで、字文政709番1から709番4まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び観音寺市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）